

平成30年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成30年10月9日（火）

午後1時30分開会

第二庁舎8階 801会議室

日程	議題	
第1		会議録署名委員の指名
第2 代処第19号		小金井市立東小学校学校医の解嘱に関する代理処理について
第3 代処第20号		小金井市立東小学校学校医の委嘱に関する代理処理について
第4 代処第21号		小金井市立東中学校学校医の解嘱に関する代理処理について
第5 代処第22号		小金井市立東中学校学校医の委嘱に関する代理処理について
第6 代処第23号		小金井市立本町小学校及び小金井市立小金井第一中学校医の解嘱に関する代理処理について
第7 代処第24号		小金井市立本町小学校及び小金井市立小金井第一中学校医の委嘱に関する代理処理について
第8 代処第25号		小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関する代理処理について
第9 報告事項	1 小金井市歌及び小金井市民愛唱歌の活用について 2 働き方改革キャンペーンについて 3 中学校第2学年の山の移動教室について 4 市制施行60周年記念 生涯学習課関連事業について 5 市制施行60周年記念事業 図書館定点撮影写真展示 6 その他 7 今後の日程	
第10 代処第26号		職員の分限処分に係る代理処分について
第11 代処第27号		職員の分限処分に係る代理処分について

代処第19号

小金井市立東小学校学校医の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を解嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年10月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校医の委嘱を行っているが、本人の逝去のため、本案を提出するものであります。



代 理 処 理 書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成31年3月31日まで委嘱している小金井市立東小学校医である篠田明彦医師がご逝去された。校医の解嘱については、小金井市教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成30年7月12日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

1 解嘱を受ける者

- (1) 氏名 篠田 昭彦
- (2) 職名 学校医
- (3) 担当校 小金井市立東小学校

2 解嘱日

平成30年7月12日をもって解嘱とする。

代処第20号

小金井市立東小学校学校医の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年10月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校医の委嘱を行っているが、前任者が逝去し、残りの期間について委嘱を行うため、本案を提出するものであります。



代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成31年3月31日まで委嘱している小金井市立東小学校医である篠田明彦医師がご逝去された。新たに校医を委嘱する必要が生じ、校医の委嘱については、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成30年7月13日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

1 委嘱を受ける者

齋藤 寛和

2 委嘱内容

- (1) 職名 学校医
- (2) 担当校 小金井市立東小学校
- (3) 期間 平成30年7月13日から平成31年3月31日まで

代処第21号

小金井市立東中学校学校医の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を解嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年10月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校医の委嘱を行っているが、本人より辞退の申出があったため、本案を提出するものであります。



代 理 处 理 書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成31年3月31日まで委嘱している小金井市立東中学校医である齋藤寛和医師から辞退の申し出を受けた。校医の解嘱については、小金井市教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成30年8月22日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

1 解嘱を受ける者

- (1) 氏名 齋藤 寛和
- (2) 職名 学校医
- (3) 担当校 小金井市立東中学校

2 解嘱日

平成30年8月31日をもって解嘱とする。

代処第22号

小金井市立東中学校学校医の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年10月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校医の委嘱を行っているが、前任者より辞退の申出があり、残りの期間について委嘱を行うため、本案を提出するものであります。



代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成31年3月31日まで委嘱している小金井市立東中学校医である齋藤寛和医師から辞退の申し出を受け、新たに校医を委嘱する必要が生じた。校医の委嘱については、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成30年8月22日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

1 委嘱を受ける者

内山 雅之

2 委嘱内容

- (1) 職名 学校医
- (2) 担当校 小金井市立東中学校
- (3) 期間 平成30年9月1日から平成31年3月31日まで

代処第23号

小金井市立本町小学校及び小金井市立小金井第一中学校校医
の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を解嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年10月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校医の委嘱を行っているが、本人より辞退の申出があったため、本案を提出するものであります。



代 理 处 理 書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成31年3月31日まで委嘱している岡山哲廣医師（本町小学校校医）及び岡山伸枝医師（本町小学校、小金井第一中学校校医）から辞退の申し出を受けた。校医の解嘱については、小金井市教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成30年8月22日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

1 解嘱を受ける者

岡山 哲廣（本町小学校校医）
岡山 伸枝（本町小学校、小金井第一中学校校医）

2 解嘱日

平成30年9月30日をもって解嘱とする。

代処第24号

小金井市立本町小学校及び小金井市立小金井第一中学校校医
の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年10月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校医の委嘱を行っているが、前任者より辞退の申出があり、残りの期間について委嘱を行うため、本案を提出するものであります。



代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成31年3月31日まで委嘱している岡山哲廣医師（本町小学校校医）及び岡山伸枝医師（本町小学校、小金井第一中学校校医）から辞退の申し出を受け、新たに校医を委嘱する必要が生じた。校医の委嘱については、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成30年8月22日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

1 委嘱を受ける者

三澤 多真子（本町小学校校医）
安田 佳守臣（本町小学校、小金井第一中学校校医）

2 委嘱内容

- (1) 職名 学校医
- (2) 期間 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表(網掛けの部分が委嘱対象者)

(小学校)

	職名	氏名
一小	内科医	宮本 諭
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	高見澤 充
	歯科医	黒田 俊太郎
	薬剤師	高山 実香
二小	内科医	小松 淳二
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	高見澤 充
	歯科医	尾崎 玲香
	薬剤師	柴崎 恵美子
三小	内科医	小林 久滋
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	田中 泰弘
	薬剤師	宇山 和江
四小	内科医	三島 協二
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	辻 依子
東小	内科医	三島 協二
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	野中 慎吾
	薬剤師	北川 佳恵
前原小	内科医	穂坂 英明
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	村藤 康裕
本町小	内科医	三浦 多喜子
	眼科医	安田 佳守
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	神保 真理子
	歯科医	新田 安世
	薬剤師	村藤 康裕
緑小	内科医	待山 昭
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	森田 亜矢子
南小	内科医	羽木 裕雄
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	吉越 留美
	薬剤師	宇山 和江

(中学校)

	職名	氏名
一中	内科医	久我 治子
	眼科医	安田 佳守
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	神保 真理子
	歯科医	梶原 仁臣
	薬剤師	柴崎 恵美子
二中	内科医	宮本 誠
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	古田 昭彦
	薬剤師	崎川 康子
東中	内科医	内山 雅之
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	千野 晃
	薬剤師	高山 実香
緑中	内科医	丸茂 恒二
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	北村 秀和
	薬剤師	柴崎 恵美子
南中	内科医	竹田 和義
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	橋詰 雅志
	薬剤師	富子 浩子

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

代処第25号

小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市公民館企画実行委員の委嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年10月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(写)

代理処理書

小金井市公民館条例（昭和43条例第15号）第21条に規定する公民館企画実行委員の委嘱手続きを行う必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理する。

平成30年8月28日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

1 被委嘱者氏名

- (1) 小野敬之
- (2) 河野君枝
- (3) 中谷栄子

2 任期

平成30年9月4日から平成32年7月20日まで



(宛先) 庶務課長

企画政策課長 梅原 啓太郎

(公印省略)

小金井市歌及び小金井市民愛唱歌の活用について（依頼）

市では、市制施行60周年を記念し、小金井市歌「光さす野辺」及び小金井市民愛唱歌「夢みる町」を下記のとおり制定する予定です。

この楽曲は、市民の皆様が小金井市に対する愛着や郷土愛を高め、「ふるさと小金井」への想いを一層高めていただくことを願いながら、市民参加により制作いたしました。

今後は、市主催のイベント等において積極的な活用を検討しているところですが、市内の児童・生徒にも、ぜひご試聴いただき、さまざまな機会を通じて親しんでいただきたいと考えております。

つきましては、市内小学校、中学校における今後の活用についてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 制作内容

(1) 小金井市歌「光さす野辺」

作詩 林 望 作曲 信長 貴富

(2) 小金井市民愛唱歌「夢みる町」

作詩 林 望 作曲 深見 麻悠子

2 提供可能なデータ等

(1) 音源

ア 小金井市歌：独唱、混声二部合唱、混声四部合唱

イ 小金井市民愛唱歌：独唱、混声四部合唱

(2) 楽譜

ア 小金井市歌：メロディ一譜、独唱・齊唱譜、二部合唱、女性三部合唱、混声四部合唱、吹奏楽譜

イ 小金井市民愛唱歌：メロディ一譜、独唱・齊唱譜、二部合唱、三部合唱、混声四部合唱

3 問合せ先 企画財政部企画政策課 担当：東條、齋藤（内線 2103、387-9800）

小金井市歌『光さす野辺』

空よ この空よ
耀やかな大空よ
春秋の季はゆたかに
光さす野辺をめぐるよ
ああ美しい実りの市に
いま生きる日々に幸あれ
苑よ この苑よ
森の辺の広庭に
世々遠く年をかさねて
家々の影もなつかし
ああ和やかな学びの市に
いま生きる日々に幸あれ
黄金の水は清らかに湧き
野川の水は燐めいてゆき
はけの道 ほとりたどれば
過ぎてゆく時代のはるけさ
いのち 幸わいて
脇やかな この街よ
春されば 桜咲き満ち
風涼し木々は茂れる
ああ緑なす憩いの市に
いま生きる日々に幸あれ

林 望 作詩
信長貴富 作曲

Moderato ♩ = 69 ~ 76 A mf (3回目はf)

B cresc. f

C Con moto mf mp

to ♪ rit. ff

D.S.

小金井市民愛唱歌『夢みる町』

遠い山に 夕焼け出たよ
樂しかった 今日の「暮れに
ぼつりぼつり 灯りがともる
羊雲を 茜に染めて

忘れない
la la la . . .
この日を
あしたもきつと いい日が来るよ

日暮れ空に 夕星出たよ
「らんあが 一番星さ
みんな帰る 窓の団欒に
きらきら 光が落ちる

忘れない
la la la . . .
この夜を
いつしかそつと いい夢見るよ

林 望 作詩
深見麻悠子 作曲

報告事項2 資料

平成30年10月9日
学校教育部指導室

働き方改革キャンペーン月間について

1 目的

1日あたりの在校時間が12時間以上の教員をゼロにする。

現在、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が喫緊の課題となっている。学校教育の質の向上を図るには、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保する必要がある。

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

2 期間

平成30年11月1日（木）～30日（金）の1ヶ月間とする。

3 方法

1ヶ月間教員がタイムカードで勤務時間の管理をする。タイムカードの空欄に本人自身で在校時間が12時間未満であれば○、12時間以上の場合は×を付ける。キャンペーン終了後、学校でまとめて指導室に送付する。集計はしなくてもよい。

4 内容

- (1) 教員の勤務時間をタイムカードにより客観的に把握する。教員が時間を意識した仕事を行う契機とする。
- (2) 学校における教員業務の見直し、校務分掌分担の平準化等の業務改善を推進する。
- (3) 長時間労働という働き方を改善することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、校長から教員に機会を捉え話していく。

5 検証

12時間以上在校する教員の割合を減らせたか検証する。（平成29年9月の調査では1週間の平均在校時間12時間以上の割合が42.1%であった。）

【教員用】

小金井市立小・中学校『働き方改革キャンペーン月間』

小金井市教育委員会

1 目標

11月を「働き方改革キャンペーン月間」として、先生方が働き方を見直し、時間を意識した働き方を日々実践していくための機会を設定しました。

目標 1日あたりの在校時間が12時間以上にならないようにする

昨年度の小金井市の調査結果で在校時間が12時間以上であった先生方の割合は42.1%でした。このような先生方の長時間労働の実態は、やがて子どもたちの学びを支える先生方の心身の健康に少なからず影響を及ぼす可能性があります。「働き方改革キャンペーン」を先生方一人一人が時間を意識した働き方を考えるよい機会としてください。

2 期間

平成30年11月1日（木）～30日（金）の1ヶ月間とする。

3 方法

- (1) 1ヶ月間毎日タイムカードで出退勤の打刻をする。定時出・定時退の欄だけを使用します。
- (2) タイムカードの空欄に本人自身で在校時間が12時間未満であれば○、12時間以上の場合は×を付ける。

【記入例】

No.		氏名		所属		タイムカード			年 月分	
日 付	定 時 出	時間内		定 時 退	時 間 外			小 計		
		退	出							
1	7:36			18:32				○		
2	7:25			19:45				×		
3										

打刻忘れは
手書きして
管理職の押
印を

この欄に
○×を付
ける

- (3) キャンペーン終了後、学校でまとめて指導室に送付する。集計はしなくてもよい。



市制施行60周年記念刊行物

国名勝小金井(サクラ)クリアファイル

販売場所	生涯学習課（市役所第二庁舎7階）、文化財センター（旧浴恩館）
種類	①初代歌川広重「富士三十六景 武藏小金井」②3代歌川広重「東京開華名所図会之内 小金井堤乃満花」③明治写真「日の出の桜」④明治写真「小金井橋 (Cherry blossoms at Koganei near Tokyo)」
価格	各250円
販売部数	各500部
その他	解説ちらし付き
問合せ先	生涯学習課文化財係 (☎ 042-387-9879)

①

②

③

④



市制施行60周年記念事業
市報で見る
昭和の小金井写真展

日時

10月20日(土)~24日(水)

開催時間

午前10時~18時まで 最終日15時まで

場所

小金井 宮地楽器ホール

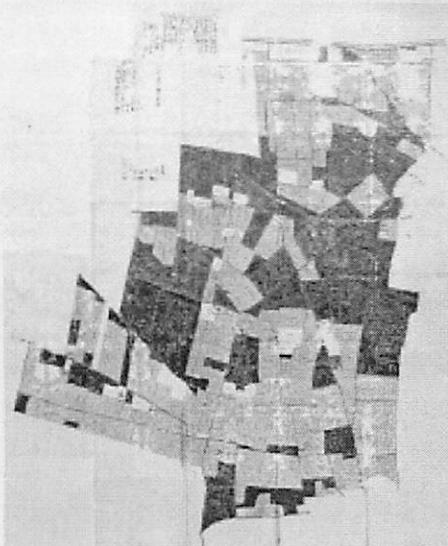


昭和46年武藏小金井駅 南口踏切

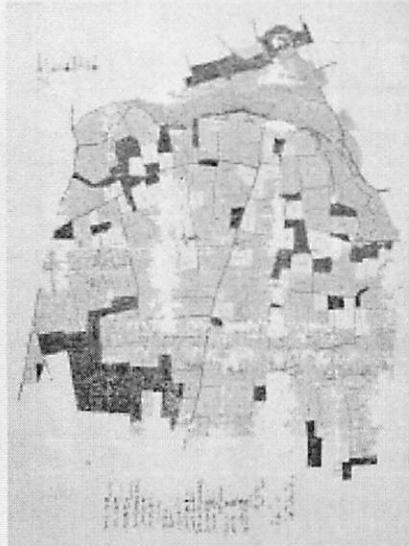
昭和38年仙川増水時 給水風景



主 催 小金井市・小金井史談会



貫井村全図 坂上 明治8年(1875)



貫井村全図 坂下 明治8年(1875)

大判村絵図 修復記念講演会

古絵図でたどる
小金井の幕末明治

とき 平成31年2月2日(土)14:00~16:00

ところ 小金井市宮地栄選ホール(小ホール)

JR中央線「武藏小金井駅」下車 徒歩5分

講師 牛本 努(専修大学校歴史科研究員)

太田和子(小金井市史編さん委員会調査員)

参加費 免料 定員150人(先着順)

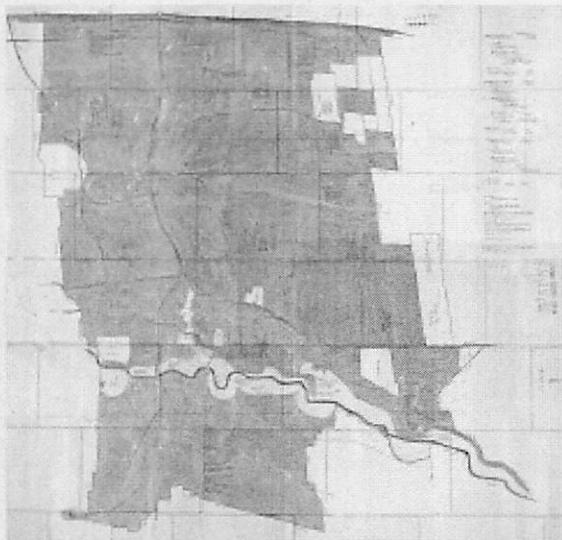
申込 住民はがきに住所・氏名(ふりがな)・
連絡先の電話番号を記入し、下記宛先へ

宛先 〒184-0003 小金井市緑町3-2-37

小金井市文化財センター

問合せ 小金井市教育委員会生涯学習課

☎ 042-387-9879



小金井村絵図 明治2年(1869)

明治(東京)150年 市政施行60周年 記念展示



小金井
の絵図

とき 平成30年11月1日(木)~12月24日(祝)

9:00~16:30 入館無料

月曜休館 (12月24日は開館)

ところ 小金井市文化財センター(旧浴恩館)

緑町3-2-37 浴恩館公園内

電話 042-383-1198



報告事項 その他

小金井市公民館中長期計画 策定スケジュール（案）

作業項目	平成30年度												平成31年度												平成32年度												
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1 国・都の動向整理																																					
2 他市の動向整理																																					
3 市の現状、基礎資料の整理																																					
4 アクションプラン回答										ア																											
5 公民館のあり方検討	公民館の将来像の検討																																				
	公民館本館の機能の検討																																				
	有料化の検討																																				
	センター化、業務委託の検討																																				
	地域センター化の検討（長期スケジュール）																																				
6 中間報告書作成																																					
7 中間報告																			中	中																	
8 素案作成																																					
9 市民説明会（5館）																														市	市	市					
10 パブリックコメント																															P	P	P				
11 計画書作成																																					
12 概要版作成																																					

※第5次基本計画、第4次生涯学習推進計画と計画期間開始（平成33年度、平成33年4月）を合わせる。

教育委員会の今後の日程

平成30年10月9日

会議名	日時	場所	出席者
東京都市町村教育委員会 連合会管外視察研修会	10月12日(金)	パナソニックセンター東京 TOKYO GLOBAL GATEWAY	福元委員
平成30年度 市町村教育委員研究協議会	10月15日(月) 10月16日(火)	山形テルサ	大熊教育長 福元委員
平成30年 第11回教育委員会定例会	11月6日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成30年 第12回教育委員会定例会	11月20日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成31年 第1回教育委員会定例会	1月8日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員